

第8回足立区選挙管理委員会定例会

1. 日 時 令和7年4月15日（火） 午前10時00分
2. 場 所 足立区役所南館6階 選挙管理委員会室
3. 議 案 第15号議案 在外選挙人名簿の登録について
第16号議案 選挙人名簿登録者の抹消について
第17号議案 東京都議会議員選挙執行計画（案）について
4. 報 告 報告第12号 公職選挙法の一部を改正する法律の施行について
報告第13号 会議等の日程について
5. その他

第15号議案	在外選挙人名簿の登録について	資料1～2ページ
第16号議案	選挙人名簿登録者の抹消について	資料3～4ページ
第17号議案	東京都議会議員選挙執行計画（案）について	資料5～8ページ
報告第12号	公職選挙法の一部を改正する法律の施行について	資料9～13ページ
報告第13号	会議等の日程について	資料14～15ページ

第15号議案 在外選挙人名簿の登録について

在外選挙人名簿への登録について、以下のとおり行う。

事 項		男	女	計
4月1日現在の登録者数		187	272	459
4月2日から4月15日までの抹消者数		0	0	0
今 回 の 登録者数	最終住所によるもの	1	1	2
	本 籍 に よ る も の	0	0	0
今回の登録移転者数		1	0	1
4月15日現在の登録者数		189	273	462

登録：カナダ1名、中華人民共和国1名

登録の移転：ベトナム1名

国別一覧表 2 ページ参照

第15号議案資料

(参考) 国別・男女別在外選挙人名簿登録者数

令和7年4月15日現在

国名等	男	女	男女計
アメリカ合衆国	41	74	115
ドイツ	10	26	36
大韓民国	4	23	27
オーストラリア	8	16	24
中華人民共和国	10	12	22
英国 (イギリス)	6	15	21
タイ	13	7	20
フランス	7	13	20
ブラジル	11	6	17
シンガポール	8	8	16
カナダ		14	14
フィリピン	9	2	11
台湾	7	3	10
スイス	1	7	8
オランダ	2	5	7
イタリア		6	6
ベトナム	4	1	5
インドネシア	3	2	5
マレーシア	2	2	4
ロシア	3		3
アラブ首長国連邦	2	1	3
エクアドル	2	1	3
ガボン	2	1	3
ニュージーランド	2	1	3
チュニジア	1	2	3
メキシコ		3	3
フィジー	2		2
ブルガリア	2		2
アルゼンチン	1	1	2
オーストリア	1	1	2
スペイン	1	1	2
トルコ	1	1	2
パキスタン	1	1	2
パラグアイ	1	1	2
ベルギー	1	1	2
リトアニア	1	1	2
イスラエル	1		1
ウルグアイ	1		1
オマーン	1		1
カメルーン	1		1
カンボジア	1		1
ギニア	1		1
コートジボワール	1		1
コロンビア	1		1
サウジアラビア	1		1
チリ	1		1
パラオ	1		1
バングラデシュ	1		1
ベナン	1		1
マダガスカル	1		1
南アフリカ共和国	1		1
ミャンマー	1		1
モーリタニア	1		1
モンゴル	1		1
レバノン	1		1
アイルランド		1	1
インド		1	1
エストニア		1	1
ギリシャ		1	1
グアテマラ		1	1
スウェーデン		1	1
スリランカ		1	1
ソロモン		1	1
デンマーク		1	1
ドミニカ共和国		1	1
ポーランド		1	1
ポルトガル		1	1
マラウイ		1	1
ヨルダン		1	1
	189	273	462

第16号議案 選挙人名簿登録者の抹消について

当区の選挙人名簿登録者であった者が、死亡及び他の区市町村に転出し4か月経過した者は公職選挙法第28条の規定により、選挙人名簿から抹消しなければならない。3月末日現在で4か月を経過する等、抹消者については次のとおりとする。

事 項	男	女	計
3月1日現在の登録者数	285,617	286,565	572,182
3月1日から3月31日までの抹消者数	1,480	1,343	2,823
4月1日現在の登録者数	284,137	285,222	569,359

抹消者数表 4ページ参照

令和7年4月15日委員会用

抹消者数表

月 分	種 別	男	女	計
1 1 月	4 箇月抹消	979	886	1,865
3 月	死亡	499	456	955
	国籍離脱 その他	2	1	3
合計		1,480	1,343	2,823

※国籍離脱・その他の内訳は、
誤載者3名（職権消除1名、死亡1名、国籍喪失1名）である。

(備考) 令和7年4月1日現在名簿登載者数

男: 284,137 名
女: 285,222 名
計: 569,359 名

東京都議会議員選挙執行計画（案）

I. 選挙期日の告示及び選挙期日

告示日 令和7年6月13日（金）

選挙期日 令和7年6月22日（日）

II. 選挙すべき議員の数

6人（東京都全体：42選挙区 127人）

III. 執行要領

1 選挙の名称

（1）総称する場合 東京都議会議員選挙

（2）選挙区別に呼称する場合 東京都議会議員選挙（足立区選挙区）

2 選挙長及び同職務代理者

（1）選挙長 新井英生

（2）同職務代理者 針谷幹夫

3 立候補届出受付

（1）受付日時 令和7年6月13日（金）告示日

午前8時30分から午後5時まで

（2）受付場所 午前10時00分まで：足立区役所中央館2階庁舎ホール

午前10時00分以降：選挙管理委員会事務局（南館6階）

（3）事前審査 5月28日（水）～29日（木）：選挙管理委員会事務局（南館6階）

4 届出順位の決定

午前8時30分までに受付場所に到着した候補者が2人以上いる場合は、くじにより届出順位を決定する。なお、くじを引く順番は受付場所に到着が早い順とする。それ以降は受付順とする。

5 立候補予定者に対する説明会

（1）日時 令和7年5月2日（金）午後2時

（2）場所 足立区役所南館13階大会議室

6 候補者等が選挙長又は選挙管理委員会に対して行う届出、申請等の受付場所

（1）告示日 午前10時00分まで：足立区役所中央館2階庁舎ホール

午前10時00分以降：選挙管理委員会事務局（南館6階）

（2）翌日以降 選挙管理委員会事務局（南館6階）

7 選挙人名簿の登録

（1）登録の基準日 令和7年6月12日（木）

ただし、年齢については選挙期日（6月22日）現在による。

（2）登録日 令和7年6月12日（木）

（参考）・今回登録される者

年齢・・・平成19年6月23日以前に出生した者

住所・・・①令和7年3月12日までに住民基本台帳法に基づく転入届出をし、引き続き住所を有する者

②転出した者のうち、住民票が作成された日から引き続き3か月以上住民基本台帳に記録されていた者であって、転出日後4か月を経過しない者。

8 投票関係

- (1) 投票日 令和7年6月22日(日)
- (2) 投票時間 午前7時から午後8時まで
- (3) 投票所 77か所
- (4) 投票管理者及び同職務代理者 各77人(後日決定)
- (5) 投票立会人 1投票所2人
- (6) 期日前投票

① 期間及び場所

期日前投票所	受付期間
足立区役所(中央館1階 ロビー)	6月14日(土) ～6月21日(土) 【8日間】
アリオ西新井(2階 吹き抜け横特設会場)	
シアター1010 アトリエ(北千住マルイ10階)	
梅田地域学習センター(3階 第1学習室)	
扇住区センター(1階 ロビー・集会室)	
押皿谷住区センター(3階 集会室)	
勤労福祉会館(1階 展示ロビー)	
佐野地域学習センター(2階 学習室)	
鹿浜いきいき館(多目的会議室)	
千住庁舎(2階 202・203会議室)	
竹の塚センター(1階 会議室)	
舎人地域学習センター(3階 学習室)	
花畑地域学習センター(2階 第1・2学習室)	

② 受付時間

午前8時30分～午後8時(アリオ西新井を除く)

※ アリオ西新井は、午前10時～午後8時。

- (7) 不在者投票
不在者投票指定施設(病院等)90か所

- (8) 指定投票区
第70投票区(足立区役所)

- (9) 投票用紙の様式等

大	き	さ	縦128mm×横80mm(点字:縦140mm×横80mm)
体		裁	片 面 印 刷
用	紙	の	オ レ ン ジ 色
点	字	投	う す だ い だ い 色
文	字	の	黒 色
委	員	会	黒 色 (刷 り 込 み 式)

- (10) 投票所入場整理券

選挙人に郵送(封書)で送付する(封書で世帯全員分)。

9 選挙会（開票）関係

- (1) 選挙会の日時 令和7年6月22日（日）午後8時50分から
- (2) 選挙会会場 足立区総合スポーツセンター
足立区東保木間2-27-1
- (3) 選挙立会人届出期限 令和7年6月19日（木）午後5時まで
- (4) 立会人を決めるくじ 令和7年6月19日（木）午後6時
足立区役所南館12階1205A会議室

10 当選証書の付与

- (1) 日時 令和7年6月24日（火）午後2時
- (2) 場所 足立区役所南館13階大会議室A

11 選挙運動関係

(1) 表示物等の色

文字等の色は、えんじ色とする。

自動車（船舶）用表示物<1枚>、拡声機用表示物<1枚>、乗車（乗船）用腕章<4枚>、
街頭演説用標旗<1枚>、街頭演説従事者用腕章<11枚>

(2) ポスター掲示場

- ① 設置数 614箇所（1箇所3段6列18面…注意書含む）
- ② 設置期間 設置日（5月28日～6月11日）～6月22日
撤去日 6月23日～7月1日
- ③ 掲示板の様式 東京都選挙執行規程による。
 - （ア）1掲示区画の大きさは縦・横ともそれぞれ42cmとする。
 - （イ）区画線の幅は概ね2cmとする。
 - （ウ）使用色は濃茶色とする。

(3) 選挙公報

- ① 申請期限 令和7年6月13日（金）午後5時
- ② 受付場所 立候補届出受付と同じ。
- ③ 掲載順序を決めるくじ
 - 日時 令和7年6月13日（金）午後6時
 - 場所 足立区役所南館12階1201会議室
- ④ 配布方法 委託業者による各戸配布
- ⑤ 配布予定日 6月15日（日）～6月17日（火）
- ⑥ 補完 配布補完措置として、区内駅17か所に公報スタンドを設置、
区内駅9か所の足立区情報スタンドに配架、また各区民事務所他区内
各施設に30部程度送付する。

(4) 投票記載所の氏名等掲示掲載順序のくじ

- 日時 令和7年6月13日（金）午後6時
- 場所 足立区役所南館12階1201会議室

(5) 選挙運動用葉書

8,000枚（郵送料無料）

(6) 選挙運動用ビラ

16,000枚（2種類以内）

(7) 選挙運動費用の公費負担

- ① 一般運送契約
1日 64,500円×9日以内

- ② 個別契約（上記ア以外の契約）
 - a 自動車借入の契約
1日 16,100円×9日以内
 - b 燃料供給の契約
1日 7,700円×9日以内
 - c 運転手雇用の契約
1日 12,500円×9日以内
- ③ 選挙運動用ポスターの作成
@959円×（614か所×2）以内
- ④ 選挙運動用ビラの作成
@7,73円×16,000枚以内

（8）選挙運動費用支出制限額

令和7年6月12日の選挙時登録の名簿登録者数により算出

（計算式）

$$\frac{\text{名簿登録者数}}{6 \text{ (定数)}} \times 83 \text{ 円} + 390 \text{ 万円} \quad \text{※100円未満切り上げ}$$

（参考）

令和7年3月定時登録の名簿登録者数572,182人で計算すると、
11,816,000円です。

報告第12号 公職選挙法の一部を改正する法律の施行について

令和7年4月2日付、総行選第23号にて総務大臣より、公職選挙法の一部を改正する法律の施行について通知を受けたので報告する（通知文は11～13ページ参照）。

【ポスターの品位保持】

1 ポスター掲示場に掲示するポスターの記載に関する義務の新設

- (1) ポスター掲示場に掲示する個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターには、その表面に、ポスターを使用する公職の候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければならないこと。
- (2) 公職の候補者は、その責任を自覚し、ポスター掲示場に掲示する個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターには、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくもポスター掲示場に掲示されるポスターとしての品位を損なう内容を記載してはならないこと。

(第144条の4の2関係)

2 ポスター掲示場に掲示したポスターにおける営業宣伝に係る罰則の新設

ポスター掲示場に掲示したポスターその他の文書図画において特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をした者は、100万円以下の罰金に処すること。

(第235条の3第2項関係)

3 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行すること。
- (2) この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例によること。
- (3) 選挙に関するインターネット等の利用の状況、公職の候補者間の公平の確保の状況その他の最近における選挙をめぐる状況に対応するための施策の在り方については、引き続き検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(附則関係)

【選挙運動に関する規格の簡素化】

1 公職の候補者の選挙運動用自動車の規格制限の簡素化

公職の候補者が主として選挙運動のために使用することができる自動車の規格を、全ての選挙について、乗車定員10人以下で車両総重量3.5トン未満とすること。

(第141条第1項及び第6項関係)

2 公職の候補者の選挙運動用ポスターの規格の統一

公職の候補者が選挙運動のために使用するポスター（いわゆる「5号ポスター」）の規格を、全ての選挙について、個人演説会の告知の記載の有無にかかわらず、長さ42cm、幅40cm以内とすること。これに伴い、個人演説会告知用ポスターを廃止すること。

(第143条第1項及び第13項関係)

3 施行期日等

(1) 施行期日

この法律は、令和8年1月1日から施行すること。

(附則第1条関係)

(2) 適用区分

この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例によること。

(附則第2条関係)

総行選第23号
令和7年4月2日

各都道府県知事
各都道府県選挙管理委員会委員長
各指定都市市長
各指定都市選挙管理委員会委員長

殿

総務大臣

公職選挙法の一部を改正する法律の施行について（通知）

今国会において成立をみた「公職選挙法の一部を改正する法律」（令和7年法律第19号。以下「第19号改正法」という。）及び「公職選挙法の一部を改正する法律」（令和7年法律第20号。以下「第20号改正法」という。）が本日公布され、第19号改正法については公布の日から起算して1月を経過した日（令和7年5月2日）から、第20号改正法については令和8年1月1日から施行されます。

第19号改正法による公職選挙法（昭和25年法律第100号）の改正は、最近における選挙運動用ポスターをめぐる状況に鑑み、選挙の適正な実施の確保に資するための措置を講ずることを目的として行われました。

第20号改正法による公職選挙法の改正は、令和4年12月と令和5年4月に行われた衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会の自由討議を基に、令和5年6月にとりまとめられた「選挙運動等のあり方に関する報告書」において、「公職選挙法等の改正に向けて、おおむね認識の一致が見られた項目」として挙げられたもののうち、選挙運動に関する規格の簡素化等を図るための措置を講ずることを目的として行われました。

貴職におかれましては、第19号改正法及び第20号改正法の内容を十分御理解いただくとともに、これらによる改正後の公職選挙法の運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意の上、各都道府県知事及び各都道府県選挙管理委員会委員長におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村の選挙管理委員会委員長



に対しても、格別の御配慮をお願いします。

なお、第 20 号改正法の施行に伴い、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）について所要の改正を行うこととしており、その内容については、別途通知する予定です。

記

第 1 ポスターの品位保持等に関する事項

1 ポスター掲示場に掲示するポスターの記載に関する義務の新設（第 19 号改正法による改正後の公職選挙法第 144 条の 4 の 2 関係）

- (1) ポスター掲示場に掲示する個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターには、その表面に、ポスターを使用する公職の候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければならないものとされたこと。
- (2) 公職の候補者は、その責任を自覚し、ポスター掲示場に掲示する個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターには、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくもポスター掲示場に掲示されるポスターとしての品位を損なう内容を記載してはならないものとされたこと。

2 ポスター掲示場に掲示したポスターにおける営業宣伝に係る罰則の新設

ポスター掲示場に掲示したポスターその他の文書図画において特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をした者は、100 万円以下の罰金に処するものとされたこと。（第 19 号改正法による改正後の公職選挙法第 235 条の 3 第 2 項関係）

第 2 選挙運動に関する規格の簡素化等に関する事項

1 公職の候補者の選挙運動用自動車の規格制限の簡素化

公職の候補者が主として選挙運動のために使用することができる自動車の規格を、全ての選挙について、乗車定員 10 人以下で車両総重量 3.5 トン未満とするものとされたこと。（第 20 号改正法による改正後の公職選挙法第 141 条第 1 項及び第 6 項関係）

2 公職の候補者の選挙運動用ポスターの規格の統一

公職の候補者が選挙運動のために使用するポスター（いわゆる「5 号ポスター」）の規格を、全ての選挙について、個人演説会の告知の記載の有無にかかわらず、長さ 42cm、幅 40cm 以内とするものとされたこと。これに伴い、個人演説

会告知用ポスターを廃止するものとされたこと。（第 20 号改正法による改正後の公職選挙法第 143 条第 1 項及び第 13 項関係）

第 3 施行期日等に関する事項

1 施行期日

- (1) 第 1 については、公布の日から起算して 1 月を経過した日から施行するものとされたこと。（第 19 号改正法附則第 1 項関係）
- (2) 第 2 については、令和 8 年 1 月 1 日から施行するものとされたこと。（第 20 号改正法附則第 1 条関係）

2 適用区分

- (1) 第 1 の事項に係る規定は、第 19 号改正法の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、第 19 号改正法の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例によるものとされたこと。（第 19 号改正法附則第 2 項関係）
- (2) 第 2 の事項に係る規定は、第 20 号改正法の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、第 20 号改正法の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例によるものとされたこと。（第 20 号改正法附則第 2 条関係）

3 検討

選挙に関するインターネット等の利用の状況、公職の候補者間の公平の確保の状況その他の最近における選挙をめぐる状況に対応するための施策の在り方については、引き続き検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとされたこと。（第 19 号改正法附則第 3 項関係）

以上

会議等の日程について

月日(曜日)	開始時刻	事 項	会 場	出席者
	終了予定時刻			
4月15日(火)	午前10時	第8回定例会	選挙管理委員会室	全委員
	午後3時 (委員長室に 午後1時40分集合)	特選連委員長会	中野区産業振興 センター	委員長
	午後4時			
4月16日(水)	午後2時30分 (委員長室に 午後2時10分集合)	足立区明るい選挙推進委員 前期セミナー	庁舎ホール	全委員
	午後4時			
4月17日(木)	午後2時 (委員長室に 午後0時30分集合)	東京都議会議員選挙・参議院議員通常選 挙の委員長会議	東京都議会議事堂 1階都民ホール	委員長
	午後3時			
4月22日(火)	午後2時 (委員長室に 午後0時50分集合)	特選連通常総会	赤坂区民ホール	全委員
	午後3時30分			
4月30日(水)	午後0時30分 (委員長室に 午前10時50分集合)	全選連東京支部拡大役員会	東京自治会館	委員長
	午後1時30分			
	午後2時	全選連東京支部定期総会		
	午後3時30分			
5月1日(木)	午前10時	第9回定例会	1202会議室	全委員
5月2日(金)	午後2時 (委員長室に 午後1時45分集合)	都議会議員選挙立候補予定者説明会	13階大会議室A	全委員
	午後4時00分			
5月15日(木)	午前10時	第10回定例会	1201会議室	全委員
5月22日(木)	午後1時00分 (委員長室に 午前11時50分集合)	全選連定期総会	文京シビックホール	全委員
	午後4時			
5月23日(金)	午前10時 (委員長室に 午前8時30分集合)	全選連選挙事務研究会	銀座プロッサム	全委員
	午後3時15分			
6月2日(月)	午前10時	第11回定例会	1202会議室	全委員
6月16日(月)	午前9時	第12回定例会	1202会議室	全委員

都議会議員選挙に係る日程

月日(曜日)	開始時刻	事 項	会 場	出席者
	終了予定時刻			
5月2日(金)	午後2時	東京都議会議員選挙 立候補予定者説明会	13階 大会議室A	全委員
	午後3時30分			
6月9日(月)	午後1時	街頭啓発	竹ノ塚駅 西新井駅 北千住駅	全委員
	午後4時30分			
6月12日(木)	午前10時	第1回臨時会 (選挙人名簿選挙時登録)	1203会議室	全委員
6月13日(金)	午前8時30分	東京都議会議員選挙 立候補届受付	庁舎ホール	全委員
	午後6時	第2回臨時会 (東京都議会議員選挙氏名等揭示順序のくじ、選挙公報の掲載順序のくじ)	1201会議室	全委員
6月16日(月)	午前10時	開票班長等打合せ会	庁舎ホール	全委員
	午前11時			
	午後2時	投票管理者・主任者事務打合せ会		
	午後3時			
6月19日(木)	午後6時	第3回臨時会 (選挙立会人選任のくじ)	1205A会議室	全委員
6月22日(日)	午後8時	開票(選挙会)	総合スポーツセンター 3階大体育室	全委員
6月24日(火)	午後2時	東京都議会議員選挙 当選証書付与式	13階大会議室A	全委員
	午後3時			